説明書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 委託業務名 | 「人材確保プロジェクト推進事業」企画運営業務 | | |
| 履行期間 | 契約締結の日～  令和７年２月28日 | 履行場所 | 佐賀県地域交流部さが創生推進課移住支援室が　指定する場所 |
| 契約上限額 | 11,638千円 | オリエンテーション参加申込期限 | 令和６年６月19日（水）  午後１時まで |
| オリエンテーション | 令和６年６月21日（金）  午後２時 | 仕様書等に対する質問書提出期限 | 令和６年６月25日（火）  午後５時まで  ※回答は県HPにて６月27日（木）17時までに掲載 |
| 参加資格確認  申請書提出期限 | 令和６年６月28日（金）  午後５時まで | 提案書提出期限 | 令和６年７月16日（火）  午後５時まで |
| プレゼンテーション | 令和６年７月18日（木）  ※時間別途通知 | 最優秀提案者の決定 | 令和６年７月26日（金） |

**１ 参加資格確認申請書について**

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア　参加資格確認申請書（様式第2-1号）　１部

イ　誓約書（様式第3号）　１部

　ウ　実績書（様式第4号）　１部

　エ　会社概要（パンフレットで可）　１部

※ 「誓約書」の⽒名の欄は、本⼈が⾃署すること。ただし、申請者が法⼈の場合は、契約、申請等の担当部署の責任者（所属⻑レベルを想定）の⽒名の⾃署を付記し、法⼈代表者の⽒名及びふりがなを記名とすることができる。その場合にあっては、当該責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書⾯（名刺可）を添付すること。

※ 「実績書」に記載した内容が確認できる書類（契約書等の事業名、相手方が確認できる頁の写し等）を添付すること。

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

**２ 仕様書等について**

仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第１号に記入の上、電子メールにより提出すること。

**３ 提案書及び添付資料について**

(1) 提出書類

　ア　表紙（様式第６号）　・・・正本１部　副本５部

イ　提案書（任意様式）　・・・６部

ウ　実施スケジュール案　・・・６部

　エ　業務体制表 　・・・ ６部

　オ　見積書 　・・・ ６部

(2) 作成に当たっての注意事項

　ア　Ａ４縦長左綴じ（ホチキス留め）

　イ　正本についても、代表者印の押印は必要ない。

(3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(5) 提出は持参又は郵送による。

(6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

**４ プレゼンテーションについて**

(1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

　　ただし、提出された提案書等の内容を変更しない範囲で、投影用のスライドを作成し、使用することは差支えない。

(2) 参加者側の出席者は４人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は１者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

(3) 参加者が多数となった場合、提案書提出期限後、プレゼンテーションの日までに書面審査を行い、その評価点が次項に定める最低基準点以上となった者のみプレゼンテーションを実施するものとする。

**５ 最優秀提案者の選定について**

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者となることができる最低基準点は、評価点の合計の満点の６割の点数とし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

(3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が２人以上あるときは、審査会の会長が決定する。

(4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

**６ 契約書について**

(1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。

(2) 契約書は２通作成し、各自その１通を保有するものとする。

**７　留意点**

(1) 提出された資料は返却しない。

(2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年佐賀県条例第２号）に基づき、適切に管理するものとする。

(4) 本プロポーザルの質問は、10の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

**８　契約事項**

(1) 佐賀県財務規則（平成４年３月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。

(2) 契約保証金 　公示に定めるとおり

**９ 添付書類**

(1) 公告・公示の写し

(2) 参加資格確認申請書の様式

(3) 誓約書の様式

(4) 実績書の様式

(5) 提案書の様式

(8) 契約書（案）

(9) 仕様書

(10) 仕様書等に対する質問書の様式

**10　問い合わせ**

担当課　　　　　　 佐賀県地域交流部さが創生推進課移住支援室

郵便番号840-8570　 佐賀県佐賀市城内1-1-59

電話　　　　　　　　0952-25-7393

電子メールアドレス　sagaiju＠pref.saga.lg.jp